

はじめに



本県では、平成26年に「紀の国障害者プラン2014」を策定し、障害のある人の自立と社会参加を支援するための施策を総合的・計画的に推進してきました。

この間、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害のある人に対する不当な差別的取扱の禁止や合理的配慮の提供が行政機関や民間事業者に求められることとなりました。また、平成30年4月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行

され、地域において自立した生活を送るための援助や就労を定着させるための支援など、新しいサービスが始まっています。

このように障害のある人を取り巻く社会情勢が変化する中、障害のある人が、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加できる「共生社会」の実現を目指し、「紀の国障害者プラン2018」を策定しました。

本プランでは、障害のある人がそれぞれの状態に応じ、希望する生活を送ることができるよう、地域における支援体制の整備や経済的自立に向けた就労支援などに取り組むこととしています。

また、県民の皆様は、様々な障害の特性や障害のある人への必要な配慮などを御理解いただき、さりげないサポートや配慮を行うことで、障害のある人が暮らしやすい社会をつくっていく「あいサポート運動」など、県民一人ひとりの障害に関する理解をさらに深めてまいります。

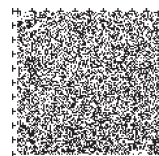
2021年には、第21回全国障害者芸術・文化祭が本県で開催されます。障害のある人の芸術・文化活動への参加を通じて、生活を豊かにするとともに、障害のある人もない人も、全ての人々がお互いに理解し支え合うことで、障害のある人の自立と社会参加へつなげます。

これらの施策を推進するためには、県・市町村・関係機関が連携を図ることはもちろんのこと、県民の皆様とともに取り組んでいくことが重要ですので、より一層の御理解と御協力をお願いします。

結びに、本プランの策定にあたり御意見をお寄せいただいた県民の皆様をはじめ、熱心に御審議いただきました和歌山県障害者施策推進審議会の委員の皆様は厚くお礼申し上げます。

平成30年4月

和歌山県知事 仁坂吉伸



目次

第1章 計画の概要

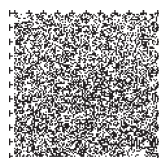
第1項	計画策定の趣旨	3
第2項	計画の位置づけ	3
1.	計画の位置づけ	3
2.	法的根拠	3
3.	関連計画等	4
第3項	計画の考え方	4
1.	基本理念	4
2.	基本原則	4
3.	計画の各分野に共通する横断的視点	5
4.	障害者施策と人権	6
第4項	計画の期間	7
第5項	計画の推進体制	7

第2章 障害のある人を取り巻く状況

第1項	障害のある人の現状	11
1.	障害者手帳所持者数	11
(1)	全国との比較	11
(2)	身体障害者手帳	12
(3)	療育手帳	13
(4)	精神障害者保健福祉手帳	14
第2項	障害者アンケート調査の結果概要について	16

第3章 具体的な取組

第1項	施策の方向性	27
第2項	各分野の取組	29
1.	障害等についての理解促進	29
2.	障害のある子供に関する支援の推進	31
3.	雇用・就労・経済的自立の促進	35
4.	安心して暮らせる地域づくりの推進	38
5.	保健・医療の充実	42
6.	住みやすい生活環境づくりの推進	46



7. 情報・コミュニケーションに係る支援の促進	47
8. 防災対策の推進	50

第4章 障害福祉サービス確保のための取組等

第1項 障害福祉サービス等の見込量について	55
1. 障害保健福祉圏域の設定について	55
2. 障害福祉サービス等の種類について	56
3. 障害福祉サービス等の見込量について	58
第2項 障害保健福祉圏域毎のサービス見込量等	60
和歌山市圏域	60
海草圏域	65
那賀圏域	70
伊都圏域	75
有田圏域	80
日高圏域	85
西牟婁圏域	90
東牟婁圏域	95
第3項 県が実施する地域生活支援事業	100

資料

障害者アンケート調査結果	105
用語説明	135

